

令和2年度第1回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和2年9月3日(木)

時 間 14:30~16:30

会 場 大津合同庁舎7-C会議室

1 開会・あいさつ

2 委員紹介

3 議 事

(1) 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について(資料1-1)

(2) 本県における特別支援教育の現状と課題・施策について

(資料1-2~1-5)

■本県における特別支援教育の現状

・今年度の取組(資料2)

(3) 特別支援学級・通級による指導・支援の充実を目指して

(資料3-1・3-2)

4 閉 会

<配布資料>

委員名簿、滋賀県附属機関設置条例、滋賀県特別支援教育支援委員会規則、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項、滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

資料1-1 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について

資料1-2 特別支援教育の対象の概念図【義務教育段階】

資料1-3 特別支援教育にかかる幼児児童生徒数の推移について

資料1-4 特別支援教育にかかる実態調査について

資料1-5 中学校特別支援学級卒業生の進路状況

資料2 「地域で共に生きる」特別支援教育の推進(今年度の主な事業)

資料3-1 特別支援学級における指導・支援について

資料3-2 通級指導教室における指導・支援について

令和2年度 滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿(敬称略 順不同)

区 分	氏 名	所 属 等
医 師	宇 野 正 章	滋賀県医師会:小児科医
	上ノ山 一 寛	滋賀県医師会:精神科医
	福 田 正 悟	滋賀県医師会:学校医
学識経験者	渡 部 雅 之	滋賀大学教育学部教授 副学長
	磯 部 美 也 子	奈良大学社会学部教授
	柴 田 有 加 里	滋賀県発達障害者支援センター所長
教育機関の職員	大 久 保 貴 生	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)
	宮 崎 ナ オ 緒 子	特別支援学校教職員:病弱 (県立鳥居本養護学校長)
	夏 川 シゲル 茂	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立八日市養護学校長)
	尾 代 恵 子	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立豊話学校長)
	中 川 孝 子	特別支援学校教職員:知的障害 (県立長浜北星高等養護学校長)
	井 上 照 美	県特別支援教育研究会会長 (東近江市立能登川東小学校長)
	磯 田 典 利	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級・通級指導教室設置校長会会長)
	菊 池 ハル ユ 子	特別支援学級等担当教員 (大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭)
	宮 城 智 美	幼稚園等教職員 (滋賀県国公立幼稚園・こども園長会長)
	北 川 幹 芳	県立高等学校教職員 (県立愛知高等学校長)
	甲 津 千 秋	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)
県の職員	酒 見 純 淨	県健康医療福祉部障害福祉課長
	西 村 シノ 実	県中央子ども家庭相談センター所長
	伊 田 俊 幸	県彦根子ども家庭相談センター所長

(任期:令和2年6月22日～令和4年6月21日)

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第 3 項に掲げる附属機関にあつては知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員等）

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第 4 条 附属機関は、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（滋賀県基本構想審議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和 39 年滋賀県条例第 59 号）

(2) 滋賀県公有財産審議会設置条例（昭和 50 年滋賀県条例第 32 号）

(3) 滋賀県基本構想審議会条例（昭和 59 年滋賀県条例第 37 号）

(4) 滋賀県琵琶湖水政審議会設置条例（昭和 35 年滋賀県条例第 4 号）

(5) 滋賀県高齢化対策審議会設置条例（昭和 61 年滋賀県条例第 12 号）

(6) 滋賀県青少年問題協議会条例（昭和 28 年滋賀県条例第 28 号）

(7) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成 12 年滋賀県条例第 120 号）

(8) 滋賀県観光事業審議会条例（昭和 29 年滋賀県条例第 60 号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員についても、同様とする。

4 前項の規定により別表第1項の表の滋賀県観光事業審議会の委員となった者の任期は、同表の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

1 知事の附属機関

（省略）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育機関の職員 (4) 県の職員	2年

（省略）

3 知事および教育委員会の附属機関

（省略）

○滋賀県特別支援教育支援委員会規則

昭和 50 年 4 月 28 日滋賀県教育委員会規則第 10 号

改正 昭和 58 年 9 月 30 日教育委員会規則第 15 号

平成 17 年 1 月 1 日教育委員会規則第 1 号

平成 18 年 12 月 28 日教育委員会規則第 11 号

平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号

平成 20 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

平成 24 年 6 月 6 日教育委員会規則第 3 号

平成 25 年 7 月 5 日教育委員会規則第 13 号

平成 29 年 3 月 31 日教育委員会規則第 1 号

平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 委員会に、会長および副会長各 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 委員会は、必要に応じ、その専門的業務をつかさどるため、専門部会を置くことができる。

(調査員)

第 5 条 委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、県教育委員会が任命する。
- 3 調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。
(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和58年9月30日において現に委員の職にある者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

付 則 (昭和58年教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

(平成30年7月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、滋賀県特別支援教育支援委員会規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第7条に基づき、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 規則第4条に規定する専門部会は、必要に応じ、会長が委員会に諮って、調査審議すべき事項に応じた専門部会を置くこととし、その所属委員は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第3条 委員会および専門部会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

(1) 委員会

会長が必要と認めるとき。

(2) 専門部会

会長が必要と認めるとき。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による調査審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果を次の会議に報告しなければならない。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

(会議の公開等)

第4条 会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて、公開するものとする。

- 2 会議の公開または非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。
- 3 会議を公開する場合は、会議の傍聴および議事録の公開により行うものとし、必要な手続きは、会長が委員会に諮って別に定めるものとする。

(その他)

第5条 委員会の運営に関し、その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

付則

- 1 この要項は、平成30年7月13日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、滋賀県就学指導委員会運営要項（昭和50年4月28日制定）は廃止する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

(平成30年11月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項（平成30年7月13日制定。以下「運営要項」という。）第4条第3項の規定により、滋賀県特別支援教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 会議を開催する場合、教育委員会事務局特別支援教育課（以下「事務局」という。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に、インターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴の手続
- (6) 議事録等の公表の時期および方法
- (7) 問い合わせ先

(会議の公開または非公開の決定)

第3条 運営要項第4条第2項の規定に基づく、会議の公開または非公開の決定については、会議の議事に先立ち、会議に諮って決定するものとする。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ住所、氏名その他会長が必要と認める事項を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選その他会長が適当と認める方法により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、関係の係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
- 4 報道機関からの依頼があった場合は、傍聴人と別に傍聴（取材）を認める。
- 5 議事に公開する部分と非公開とする部分が混在する場合は、公開する部分に限り傍聴者の傍聴および報道機関の傍聴（取材）を認める。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者

- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) 非公開となる議事の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
 - 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録の作成)

第7条 会議を開催したときは、事務局は次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 調査審議の経過
 - (5) 議決した事項
 - (6) その他必要な事項
- 2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
 - 3 公開した会議の結果については、議事録を会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するとともに、インターネット上のホームページへ掲載するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴および議事録の作成等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要領は、平成30年11月13日から施行する。

1 担任する事務

障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること

2 調査審議の具体的事例

- ・「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」のうち、教育支援に関する助言
- ・多様で柔軟な学びの場のあり方に関する助言
- ・県教育委員会に市町から依頼のあった就学に関わる相談に対する、インクルーシブ教育の観点からの助言

滋賀県特別支援教育支援委員会で取り上げるテーマについて

1 令和元年度 委員会において話題に挙げたテーマ

- | | |
|--|---|
| A 就学前教育について | E 個別の指導計画等の作成・活用 |
| B 小中学校における特別支援教育
・特別支援学級
・通常の学級
・通級指導教室 | F 地域支援（医療・福祉）との連携
・発達支援機関との連携
・医療との連携 |
| C 高等学校における特別支援教育 | G 特別支援学校の専門性の向上
・地域へのセンター的機能の発揮 |
| D 特別支援学校における特別支援教育 | |

2 令和2年度の委員会で取り上げるテーマについて（案）

- (1) 県内の特別支援教育に関する実態に関して
- 県教育委員会が実施している調査結果等をもとにした教育支援について
 - ・個別の指導計画や個別の教育支援計画に関すること（利活用の推進）
 - ・教育と医療、福祉との連携
- (2) 多様で柔軟な学びの場に関して（B、C、D、E）
- ・学びにくさのある子どもへの指導充実（小中学校通常の学級の充実・高等学校）
 - 特別支援学級・通級による指導の充実（通常の学級との連携）
 - ・副次的な学籍制度、特別支援学校の小中学校分教室について
- (3) 県に市町から依頼のあった就学に関わる相談に関して（A、F、G）
- ・望ましい学びの場の選択や合理的配慮の提供に関すること
 - ・就学相談の体制および内容・審議等に関すること
 - ・障害のある幼児児童生徒の一貫した支援について、教育内容および指導方法に関すること

特別支援教育の対象の概念図

【義務教育段階】

資料1-2

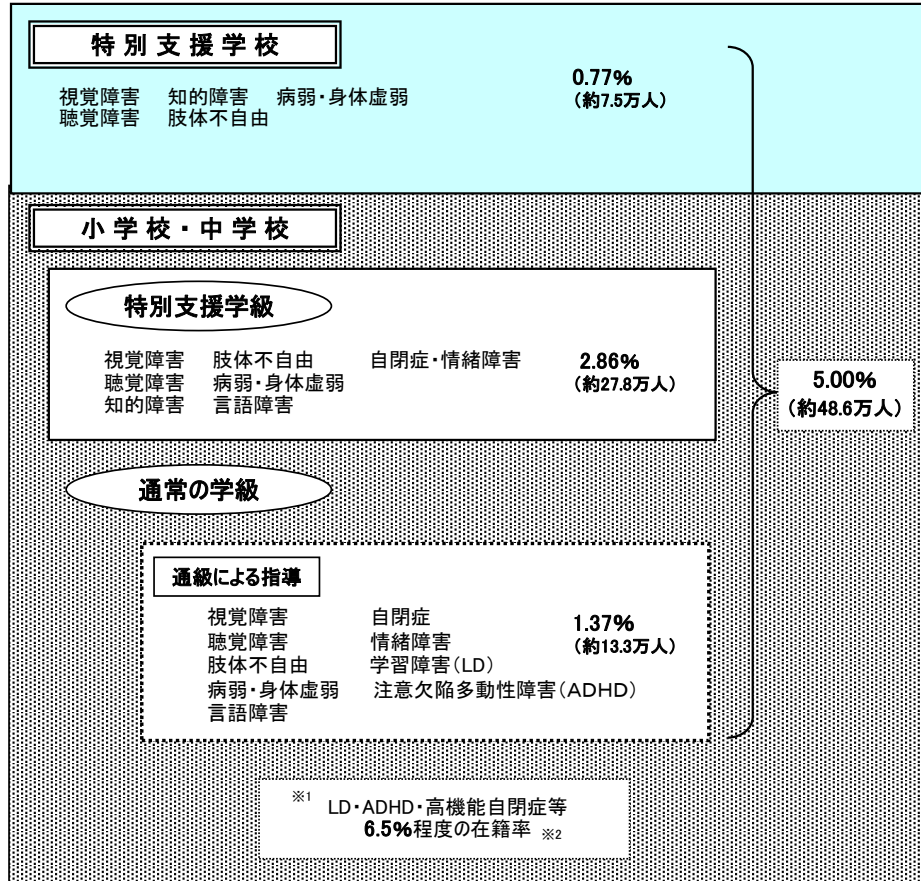
<R元:全国>

義務教育段階の全児童生徒数 約970万人

重

障害の程度

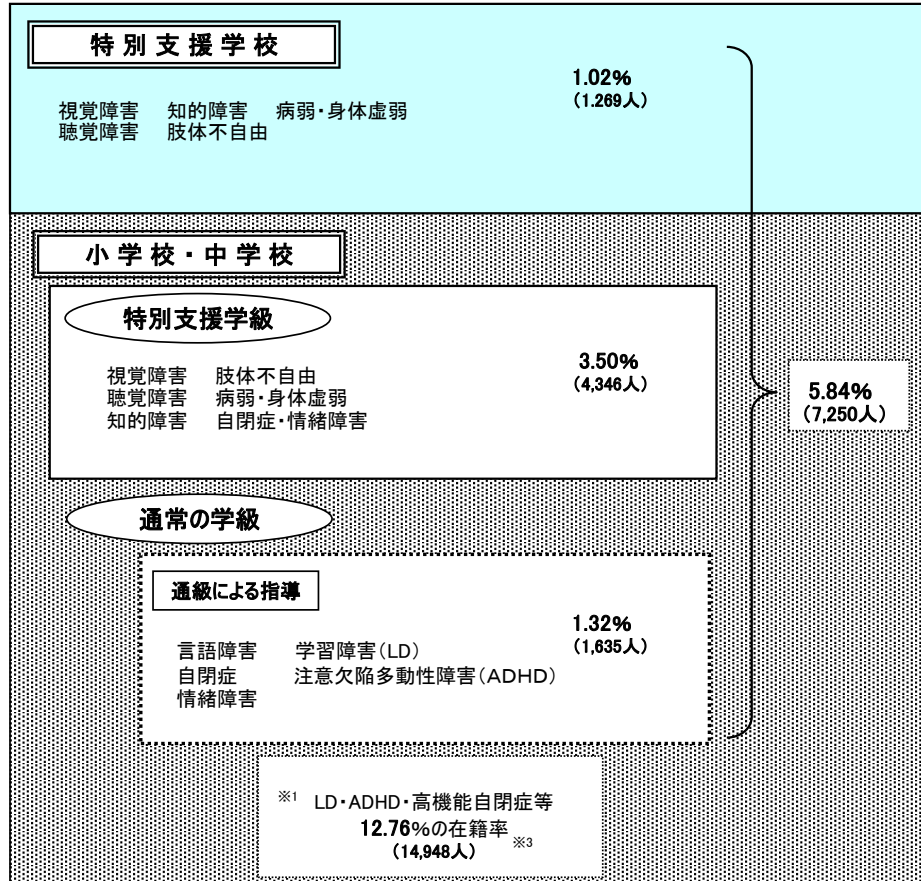
軽



※2を除く数値は令和元年5月1日現在

<R元:滋賀県>

義務教育段階の全児童生徒数 124,021人



令和元年5月1日現在、ただし※3は令和元年9月1日現在

※1 LD(Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

※3 令和元年9月1日現在で通常学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒数(公立の小・中学校のみ)

県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

(毎年度 5月1日現在 単位:人)

資料1-3

年度	視覚障害					聴覚障害					知的障害				肢体不自由				病弱				計				
	幼	小	中	高	計	幼	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	幼	小	中	高	計
H21	5	7	8	16	36	22	28	8	21	79	351	277	527	1,155	149	83	95	327	18	23	16	57	27	553	399	675	1,654
22	3	6	11	14	34	28	29	17	19	93	379	293	612	1,284	146	89	95	330	21	22	15	58	31	581	432	755	1,799
23	2	5	6	24	37	25	31	20	13	89	424	320	669	1,413	157	77	99	333	20	22	16	58	27	637	445	821	1,930
24	1	5	5	23	34	21	29	22	11	83	442	363	710	1,515	151	82	96	329	22	22	17	61	22	649	494	857	2,022
25	2	6	2	24	34	11	32	18	20	81	468	374	726	1,568	164	77	98	339	14	20	14	48	13	684	491	882	2,070
26	2	6	3	14	25	8	29	16	23	76	493	391	737	1,621	165	92	93	350	20	21	15	56	10	713	523	882	2,128
27	3	5	7	16	31	6	29	13	22	70	530	374	797	1,701	163	88	98	349	15	20	17	52	9	742	502	950	2,203
28	2	3	10	11	26	4	31	8	17	60	518	368	820	1,706	159	88	98	336	8	22	19	49	6	719	496	956	2,177
29	2	2	10	10	24	4	24	10	16	54	521	374	853	1,748	166	89	97	352	18	17	23	58	6	731	500	999	2,236
30	1	5	6	10	22	0	23	12	14	49	545	368	796	1,709	176	74	97	347	10	12	23	45	1	759	472	940	2,172
R1	2	4	5	12	23	5	16	17	7	45	546	378	787	1,711	162	84	99	345	13	11	22	46	7	741	495	927	2,170
2	1	2	4	13	20	6	17	14	7	44	554	381	776	1,711	162	84	104	350	5	10	12	27	7	740	493	912	2,152

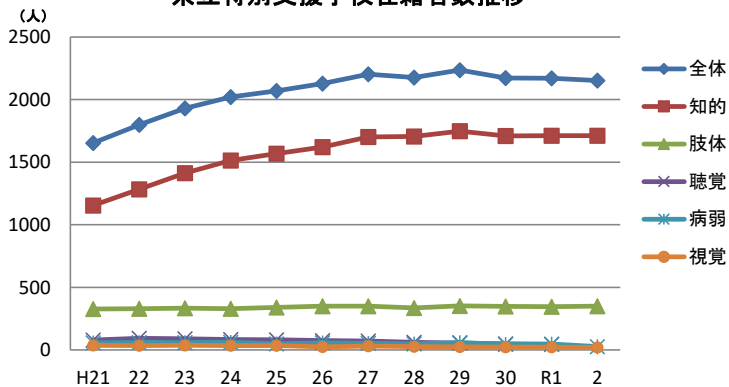
特別支援学級の学級数および児童生徒数の推移

(毎年度 5月1日現在 単位:学級、人)

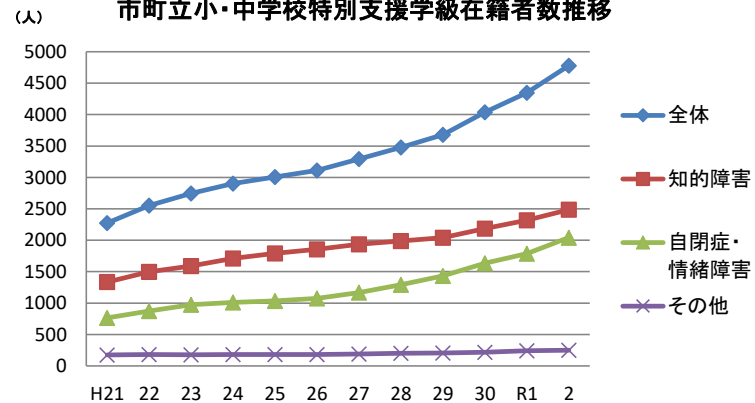
通級による指導を受けている児童生徒数の推移

年度	弱視		難聴		知的障害		肢体不自由		病弱・虚弱		自閉症・情緒障害		計		年度	児童生徒数		小・中合計	教室数							
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数		小	中									
H21	11	3	15	18	7	29	235	94	1,335	56	23	93	22	13	38	164	69	765	506	209	2,275	21	742	36	778	32
22	14	4	18	18	10	32	245	97	1,496	56	18	91	23	14	41	176	70	875	532	213	2,553	22	880	60	940	44
23	18	5	24	17	11	31	250	100	1,591	48	23	88	22	11	34	184	72	976	539	222	2,744	23	1020	81	1,101	44
24	16	6	24	19	13	35	259	105	1,710	50	27	89	25	10	32	192	74	1012	561	235	2,902	24	1084	99	1,183	52
25	17	5	25	22	8	31	263	111	1,793	49	27	89	30	6	35	195	76	1033	576	233	3,006	25	1091	97	1,188	55
26	19	3	24	26	9	37	260	117	1,855	50	18	76	35	9	45	196	82	1,075	586	238	3,112	26	1096	111	1,207	57
27	21	1	24	24	10	36	271	120	1,936	49	14	75	33	14	53	204	86	1,168	602	245	3,292	27	1098	126	1,224	61
28	19	3	22	24	12	41	274	122	1,988	53	15	79	38	17	58	210	91	1,292	618	260	3,480	28	1135	148	1,283	62
29	12	5	18	30	9	46	288	117	2,043	54	20	84	42	15	58	219	97	1,432	645	263	3,681	29	1226	172	1,398	70
30	12	7	20	36	9	53	302	115	2,186	50	20	89	43	12	55	239	106	1,634	682	269	4,037	30	1276	205	1,481	74
R1	13	6	19	40	10	59	316	126	2,320	58	18	102	41	18	60	255	106	1,786	723	284	4,346	R1	1353	282	1,635	86
2	13	4	19	35	17	62	323	126	2,487	62	22	104	40	20	65	268	114	2043	741	303	4,780	R2	1465	277	1,742	93

県立特別支援学校在籍者数推移



市町立小・中学校特別支援学級在籍者数推移



【本県調査結果】

令和元年度 特別支援教育にかかる実態調査について【毎年 9 月 1 日調査】

- 通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合（診断の有無は問わない）

	R 元確定値	H30 確定値	H29 確定値	参考 全国 H24 調査
小学校	13.68%	13.61%	12.34%	7.7%
中学校	10.81%	10.06%	9.11%	4.0%
小中学校 計	12.76%	12.43%	11.27%	6.5%
高等学校	4.90%	4.48%	4.20%	—

- 個別の指導計画作成率《児童生徒数の割合》

	R 元確定値	H30 確定値	H29 確定値	参考 全国 H30
小学校	97.1%	91.9%	96.4%	85.6%
中学校	97.1%	92.5%	91.1%	77.8%
高等学校	91.2%	91.6%	78.3%	74.2%

* 全国の数値は国公立計

- 個別の教育支援計画作成率《児童生徒数の割合》

	R 元確定値	H30 確定値	H29 確定値	参考 全国 H30
小学校	87.5%	78.5%	73.7%	74.1%
中学校	84.5%	75.5%	70.6%	71.7%
高等学校	79.1%	87.4%	48.7%	69.2%

* 全国の数値は国公立計

- * 県「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」作成率について

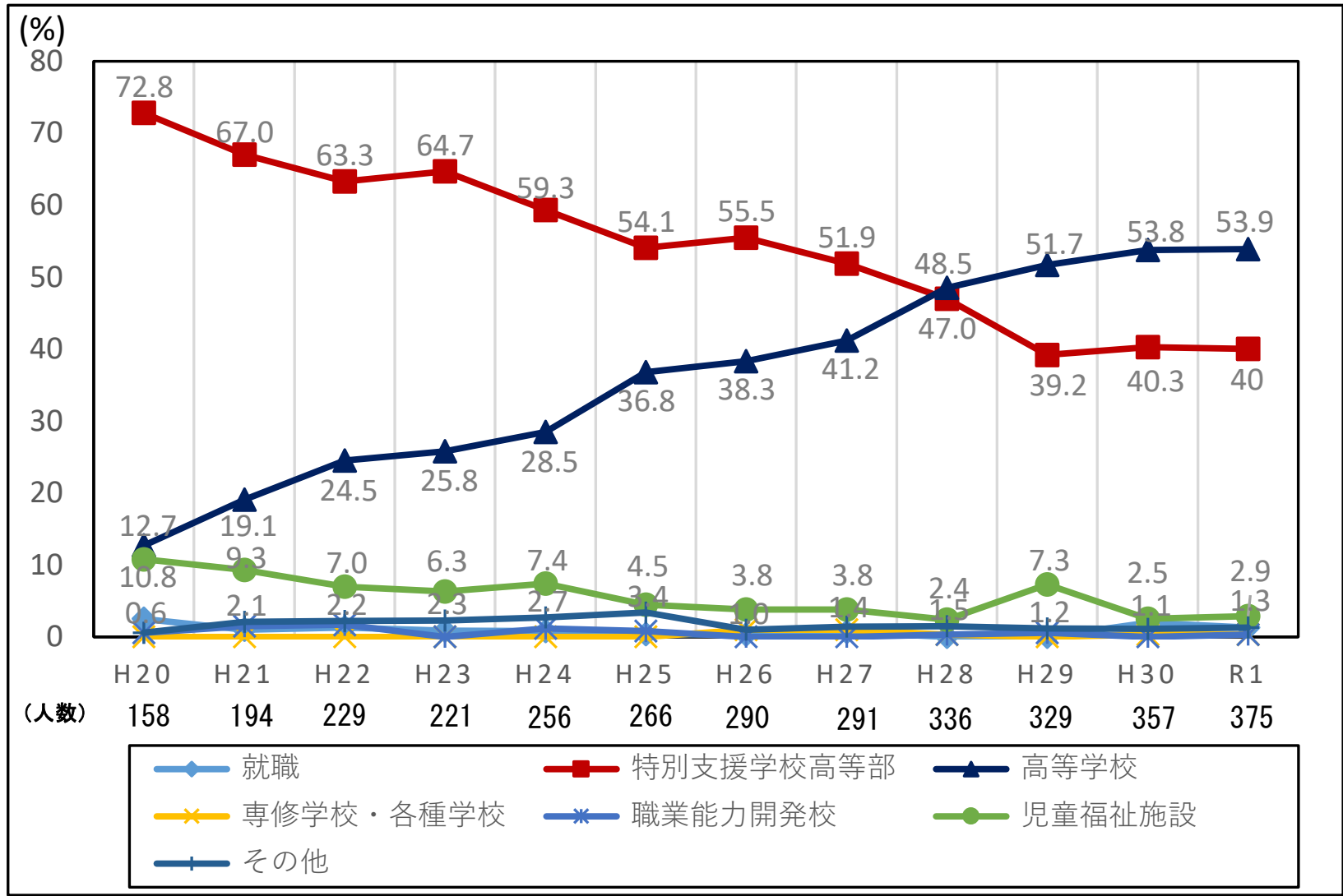
公立小中高等学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、計画の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されている数を分子として出した割合

- * 全国「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成率について

平成 30 年度 特別支援教育に関する調査結果より（調査時点：平成 30 年 5 月 1 日現在）通常の学級に在籍する児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で両計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に作成されている人数の割合

＜中学校特別支援学級卒業生の進路状況＞

資料 1 - 5



「地域で共に生きる」特別支援教育の推進 (令和2年度の主な事業)

目的

- 障害のある子どもとない子どもが、安心して地域で共に学び、共に生きていくための力をつける。
- 高等学校段階の障害のある子どもたちが自信を持ち、自らの力を発揮して社会参加する。

【社会的・職業的自立】

○社会的・職業的自立に向けた職業教育の充実

多様な学びの場づくり + 学びの場の柔軟な選択

学びの連続性

交流及び共同学習

特別支援学校

卒業後の社会的・職業的自立をめざした
就労意欲の向上と就職率の向上

★ 職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業

①しがごと検定

- ・目標を持ち就職をめざす生徒の育成

②しがごと応援団

- ・学校と企業が一体となった職業教育の推進

③教育課程の研究

- ・高等部における職業教育の効果的な指導内容・方法を盛り込んだ教育課程の編成等に向けた研究の推進

④就労アドバイザー

- ・実習先や就職先の拡大
- ・①、②、③の充実

★ 農福連携推進に係る就農支援モデル事業

- ①農業と教育の連携推進による就農システム構築
 - ・就農・農業教育マネージャーの設置
- ②農業従事者の知見を生かした職業教育の実施

○高等部卒業生の就職率

H29 滋賀県 29.6% 全国: 31.2%
H30 滋賀県 27.9% 全国: 32.3%
R02 目標 30.0%

○高等部卒業生の就職実現率(就職者/就職希望者)

H28: 92.0% H29: 84.6% H30: 91.4%

高等養護学校
新設
(R3.4開校予定)
(北天津高校併設)

高等部
分教室

県・市町の
共同研究

副次的な学籍制度
分教室(小学部・中学部)

合理的配慮

切れ目のない指導・支援

【インクルーシブ教育システムの構築】

○教員の専門性の向上

○多様な学びの場としての教育環境の整備

高等学校

高等学校における特別な支援を要する生徒への指導力向上と支援の充実

★ 高等学校特別支援教育推進事業

- ①障害生徒支援スタッフ(支援員)の配置
 - ・発達障害等のある生徒 授業時の声かけや実習授業時の安全確保などの学習支援
 - ・肢体不自由の生徒 移動や食事排泄等の介助などの生活介助
- ②特別支援教育巡回指導員等の派遣
 - ・指導員による継続的な助言 ⇒ 教員の専門性の向上
 - ⇒ 個別の指導計画・教育支援計画の作成・活用促進
 - ・臨床心理士等の専門家の活用 ⇒ アセスメント力の向上

- 個別の指導計画作成率
R01: 91.2%
R02目標 94%
- 個別の教育支援計画作成率
R01: 79.1%
R02目標 88%

義務教育段階における地域での学びの場の充実

★ 「地域で学ぶ」支援体制強化事業 (合理的配慮コーディネーター)

- ①「地域で学ぶ」支援体制強化事業費補助金(看護師配置事業)
- ②市町との共同研究の推進(副次的な学籍・分教室・合理的配慮)
- ③望ましい就学指導推進事業(就学相談関係者研修会)

★ 学びにくさのある子どもへの指導充実事業

- ①発達障害支援アドバイザーの派遣(小学校・中学校)
 - ・「学びにくさ」「読み解く力」への対応 ⇒ 発達障害指導推進
 - ・「読み解く力向上研修会」への派遣 ⇒ 教員指導実践力向上

★ 通級による指導の充実(通級指導教室の設置)

- 義務教育段階の児童生徒数に占める特別支援学校在籍数の割合
滋賀県 R01: 1.02% 全国平均 R01: 0.77%
- 通常の学級における発達障害のある小中学校児童生徒の在籍割合
滋賀県 R01: 12.76% 全国平均 H24: 6.5%

小学校・中学校

- 個別の指導計画作成率
小 R01: 97.1%
R02目標 100%
- 中 R01: 97.1%
R02目標 100%
- 個別の教育支援計画作成率
小 R01: 87.5%
R02目標 88%
- 中 R01: 84.5%
R02目標 88%

★「地域で学ぶ」支援体制強化事業 (再掲)

- ③望ましい就学指導推進事業(就学相談関係者研修会)

幼稚園・保育所

【令和2年度 特別支援学級児童生徒への対応について】

令和2年9月3日(木)
特別支援教育課

※特別支援学級児童生徒への対応について、市町教育委員会より報告いただいた1学期（7月中旬まで）の取組を抜粋し、記述しております。

項目	実施内容（特徴的な対応）	記述の視点
特別支援学級経営について	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくり話を聞き、安定した気持ちで生活できるよう気を配っている。 ・授業の様子を録画し、全職員が特別支援学級在籍の児童を理解できる研修会を実施した。 ・例年子どもたちが楽しみにしていた行事や活動（校外学習や調理）の実施が難しい分、買い物体験をしたり野菜を栽培したりして、少しでも楽しみながらできる学習を増やせるよう工夫している。 ・医療的ケアが必要な児童について、保護者や主治医と検討する機会を持ち、全校児童の登校が再開されたあとも感染予防のため、放課後登校や段階的登校とした学校があった。 ・4、5月に教師が準備した畑を6月から児童生徒が受け継ぐなどして、一体感をもって学習を進めている。 ・特別支援学級の仲間どうしのつながりをつくる活動内容を工夫し、安心できる集団づくりに努めた。 ・行事等が中止になったことで、逆に余裕を持って生活ができていく児童が多く、いろいろな話をする時間や遊びを一緒にする時間がとれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例年通りにはいかない特別支援学級経営において、工夫されている取組例（児童生徒理解、環境整備、教師や友達との関係づくり、家庭との連携、交流及び共同学習の実施等の観点から）
登校再開後の学級経営・教科指導について	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を精選した授業を実施。子どもたちの学習意欲を高めるような課題を設定し、基礎的な内容の繰り返しにより定着を図り、自己肯定感を高めている。 ・英語のデジタル教科書やNHKの学習動画など、ICT機器を活用した学習を取り入れている。 ・タブレットやプロジェクターを使用した学習を取り入れ、学習への動機づけ、集中の持続、理解につながるような取り組みを実施している。 ・デジタル教科書や大型モニター等を活用し、学習内容の理解促進を図っている学校があった。 ・前年度にできていたことも長期休業中の間に忘れてしまったり、学習意欲が低下したりという様子が見られたため、簡単な学習から始めて、どの程度まで取り組めるのか様子を見ながら進めてきた。 ・精選した内容で学習に取り組んだ。見て分かるものを用意しておくことで理解がしやすくなった。 ・学習内容は多いが、今まで以上にわかりやすく指導することを心がけている。 ・1時間ごとの授業のめあてを明確化し、達成感を得られるようにした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導内容や指導方法について工夫されている取組例 ・ICT機器を活用した学習の保障の現状及び今後の対応方針（学習機会の確保・学習方法・学習評価等）や取組例
自立活動等、障害に応じた指導について	<ul style="list-style-type: none"> ・自立活動の時間を使い、マスクの着用や着用場面、手洗い、ソーシャルディスタンス確保の重要性を繰り返し指導している。 ・休校中は体を動かすことが少なかったため、おにごっこやベースボールなどの運動遊びを設定している。 ・難聴学級では、口元がよくわかるようフェイスシールドや透明マスクを使用し、口元の動きが分かる工夫をしている。 ・生活単元学習の内容を見直し、状況に応じながら栽培や季節行事の充実に取り組んでいる。 ・感染予防のために、身体虚弱学級の教室に他の児童の入室を制限したりマスクの着用を徹底したりしている。 ・学習がスムーズに進められるように、ノートやプリント等教材や学習内容を工夫した。 ・限られた時間の中で、定着しにくい児童への対応を、合科学習も工夫して取り組んでいる。 ・教科学習の中に、児童の障害に合わせた自立活動を5分程度組み込み、毎日継続して活動するようにしている。（例：国語の漢字の学習の前に指先のトレーニングを入れるなど） ・マスクの着用がほぼ義務化されている現状で、感覚過敏の児童に対して、着用ができるようにする方法を児童とともに考えている。（お気に入りマスクを見つける。条件付きでマスクを外す時間を設けるなど） ・自閉症・情緒障害学級では、人との距離が近くなりがちの子や衛生への意識の向きづらさがある子に対して、声をかけるとともに掲示物によって視覚的に意識ができるようにしている。 ・進路学習を重視し、将来に向けての意欲づけを図り、自己肯定感が高められる学習をスモールステップで工夫して行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性や発達段階等、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成や、自立活動の指導について工夫されている取組例
その他（特別支援学級における特色のある取組等）	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式で疲れ・ストレスが見られるため、リラックスできる活動やゆったりできる時間を設けている。 ・手洗いタイムを設定し、毎回手洗いの音楽を流している。 ・体幹をしっかり保つために教室でもできる卓球を通してコミュニケーション力を培う。 ・高校との遠隔授業を行う予定（キャリア教育や人とのつながりを育てるための取組） ・休校期間を利用し、子どもたちが使いやすいよう、学級園や教室に棚を作るなどの環境整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由記述

※通級指導教室における児童生徒への対応について、市町教育委員会より報告いただいた1学期（7月中旬まで）の取組を抜粋し、記述しております。

項目	実施内容（特徴的な対応）	記述の視点
通級指導教室経営	<ul style="list-style-type: none"> ・自校通級と前年度からの継続指導の児童生徒への指導から開始した。 ・新型コロナ感染症拡大防止のため指導前の健康観察を行うことや指導内容について保護者に丁寧に説明をしている。 ・在籍校を訪問し、新担任と面談する中で、昨年度の様子や引き継ぎ事項等の情報共有を行った。 ・発達支援センターでの相談があった時は、連絡をもらい連携している。 ・保護者懇談は、ほぼ昨年度に終了しているので、その方針で指導を進めている。新規通級児は、保護者・学校と慎重に連携を取り、指導を開始している。 ・保護者や在籍校担任に通級の活動記録を渡し、連携を図っている。 ・通級指導教室理解教育の出前授業を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級児童生徒の在籍校との連携 ・保護者との連携 ・関係機関（医療・福祉等）との連携
登校再開後の教室経営・障害に応じた指導等について	<ul style="list-style-type: none"> ・構音の改善を図る指導については、教師がフェイスシールドをして実施している。また、Ipad等で話している様子を児童自ら録画し、それを見ることによってできること、できないことに気づけるようにしている。 ・身体接触をする運動は避け、できるだけ一人で行える運動を実施している。 ・吃症状や発音の改善を図るための学習は、広い部屋に移動し間隔を大きく開けて横並びに座り、短時間実施した。 ・指導に生かす必要のありそうな検査を実施し、アセスメントを行ったうえで指導をしている。 ・自分の困り感を自覚するために、1対1で話をしながら学校生活の場面ごとでの状況を確認し、学校生活のリズムを取り戻すことやその困り感に応じた指導を行った。 ・通級担当が空いている時間に各教室に向き、集団適応の支援を行いながら通級での学びを在籍学級でどのように活かしているかを把握し、次の指導に活かしている。 ・姿勢保持が難しい児童には、体幹トレーニングや運動遊びを多く取り入れた。読み書きを忘れてしまった児童も多く、ゲーム形式で基礎事項の復習ができるようにした。 ・初回指導から、生活・学習・対人といった領域ごとに生徒に簡単なチェックリストを実施して困り感や課題を明らかにする。その後、SSTや言語指導の教材を準備して進めている。1学期は生徒との良好な関係構築を目指し、指導の初めに話をする時間も多めに確保している。 ・読み書きの課題のある児童生徒はビジョン・アセスメントを実施し、通常の学級と連携して課題を提供している。 ・「自己理解」が重要な目標であることを共通理解し、個に応じた学習内容を設定し進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級児童生徒への指導 ・アセスメントの実施（知能検査・発達検査等）
担当教員の専門性育成	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策をとった上で通級指導教室担当者会を開催し、新担当者を含めた研修や専門的な指導の研修会を行っている。 ・オンラインでの「特別支援教育」に関する情報をキャッチし、担当している学校の先生方に情報提供した。 ・文部科学省発行「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」や特別支援教育総合研究所のWEBサイト等の実践例や書籍を読み返し、自らの実践を振り返り、専門性を高めていけるよう研鑽に努めた。 ・通級担当者会でテーマを決めて資料や実践を持ち寄り、自主研修を行った。（視機能トレーニング、愛着障害） ・初回保護者面談、初回指導、アセスメントについて、担当者会で確認し合った。 ・月1回定例で、教育・福祉行政の担当者も参加した「幼児通級指導教室との合同会議」において情報交換と研修を実施。 ・通級指導教室担当の専門家が各校を巡回し、各担当の指導や相談にあたっている。 ・経験者と新担当者がペアを組み、課題解決できるシステムの構築をしている。 ・個の事例をそれぞれの通級指導教室から提供し、検討や考察を行い、指導に活かしている。 ・市内の通級指導担当員やことばの教室指導員が集まる会議で、事例検討や知能検査の解釈検討等を取り上げた研修を実施している。 ・医師や関係機関が集まる市の事例検討会議に通級指導担当が毎月参加しており、ケースを通しての研修の場としている。 ・他校の通級指導教室での授業を参観させていただくなど、自主研修を実施した。 ・近隣の通級指導教室担当者とオンラインミーティングなどを行い、頻りに意見交換を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導新担当者への研修 ・域内における通級指導教員同士の連携 ・教育委員会による指導・支援
その他（通級指導教室における特色ある取組等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器を活用し、学習ソフトを使った個に応じた指導を実施。（例：音声変換アプリを使って作文作成、デジ教科書や音声タッチペンを活用して読みの指導、漢字練習アプリで筆順を覚えるなど） ・担当者の関わり方を工夫して「やってみよう」という気にさせる関わり方を大事にして指導を進めている。 ・ソーシャルディスタンスを保つため、教師と児童生徒の間に透明シートを設置し、指導している。 ・他校の通級担当の先生と連携し、休校中の家庭学習や1年担任の参考となるよう、1年生のひらがな指導で活用できる動画を作成し、一部配信している学校があった。 ・書字困難な子に代替え手段としてキーボード入力による作文作成等にも使用することもある。 ・市特別支援教育コーディネーター会や校内研修会等で、担当者が講師となり、通級指導教室についての研修を行い、教職員の理解促進を図る。 ・マスクや透明パネルなど、感染リスクを下げると思われる物が、要支援児童のストレスになることが多く、対応法や注意点を十分検討した。 ・パワーポイントでリズム遊びやビジョントレーニングの資料を作成し、指導を実施している。 ・通級担当者間で、メールでデータ等のやりとりをして教材を増やしている。 ・通級指導担当者や町のことばの教室担当者と実践交流やケース会議を持つことで専門性の向上を図ると共に、滑らかな支援が実施できるよう連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器を活用した学習の保障の現状及び今後の対応方針（学習機会の確保・学習方法・学習評価等）や取組